

奈良市公告第16号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

令和6年1月24日

奈良市長 仲川 元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 奈良市子どもセンター夜間・休日電話相談業務委託
- (2) 業務場所 別紙仕様書のとおり
- (3) 業務期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 業務概要 本市が実施する児童相談所夜間・休日電話相談業務について、児童虐待通告等に迅速かつ確実に対応しうる体制を構築し、児童虐待の予防、早期発見及び早期対応につなげることを目的とする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げるすべての事項に該当するものとします。

- (1) 当該仕様書に定める業務を確実に遂行する能力を有し、適正な執行体制が整備されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (4) 市税（奈良市外の事業者にあつては国税）を滞納していないものであること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続き開始の申し立て及び会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていない者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 令和2年4月1日から令和5年3月31日までに、他の官公庁が発注した児童虐待及び子育てに関する電話相談対応業務またはその他同等の電話相談業務にかかる契約を締結し、かつ、契約期間満了まで滞りなく履行した実績を複数回有する者であること。

3 仕様書等を示す日時及び場所

(1) 日時

令和6年1月24日から、令和6年2月27日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市子どもセンター子ども支援課（奈良市ホームページにも公表しています。）

4 仕様書等に関する質問

(1) 仕様書等に関する質問がある場合においては、次に従い、「質問書」に質疑内容を記入の上、電子メールにて提出してください。ただし、入札後に不知または不明を理由とする異議を申し立てることはできません。

ア 提出日時 令和6年1月29日午後3時まで

メールの件名を『業者名_「奈良市子どもセンター夜間・休日電話相談業務の一般競争入札に関する質問」』とすること。

イ 提出場所 奈良市柏木町263番地の2

奈良市子どもセンター子ども支援課

メールアドレス：kodomoshien@city.nara.lg.jp

ウ 質問に対する回答

令和6年2月2日より市ホームページ上で掲載します。

5 入札参加申請

(1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を各1部提出してください。

ア 一般競争入札参加申請書

※「一般競争入札参加資格審査結果通知書」郵送用の返信用封筒（切手付き）を同封すること。

イ 業務実績調書及び令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間に、他の官公庁の発注した児童虐待及び子育てに関する電話相談対応業務の受注実績が複数回あることが確認できる書類（契約書、仕様書等の写し）

ウ 公示日において令和5年度・令和6年度奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格者でないものにあつては、以下の書類

①納税証明書の写し（発行後3か月以内のもの。）

・奈良市内の業者（奈良市外の業者で市内に支店・営業所を有するものを含む。）[奈良市市民税課で証明]

当該年度分と過去2年度分の市・県民税（法人にあつては法人市民税）及び固定資産税（入札参加申請時において当該年度分が確定していない場合は、過去2年度分）

・奈良市外の事業者 [国税納税地を管轄する税務署で証明]

その3、その3の2又はその3の3

②商業登記履歴事項全部証明書（写し）（発行後3か月以内のもの。）

③印鑑登録証明書（原本）（発行後3か月以内のもの。）

(2) 入札参加申請方法

令和6年1月24日から令和6年2月7日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）（最終日令和6年2月7日は午後3時まで）に、事前連絡の上、奈良市子どもセンター子ども支援課に（1）の書類を郵送してください。

(3) 入札参加者の決定通知

令和6年2月15日までに入札参加申請者に通知します。入札参加決定通知後において入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 開札の場所及び日時

奈良市役所 中央棟3階 入札室
令和6年2月28日 午後3時30分

8 郵便入開札に関する事項

(1) 入札書の郵送方法 一般書留又は簡易書留

入札書の宛名は奈良市長、入札書封筒の宛名は奈良市子どもセンター子ども支援課長としてください。

郵便入札用の封筒は、外封筒及び中封筒の二重封筒とし、中封筒には入札書を封入し、封かん封印すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札書の到達期限 開札日の前開庁日の午後5時

(4) 再度入札 再度入札は1回を限度とします。再度入札となった場合は別途通知を行います。

(5) 落札となる額の入札をしたものが2人以上あるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせて、落札者を決定する。

(6) 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類が同封されていない入札

ウ 入札書に署名又は記名押印のない入札

エ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

オ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

カ 入札金額を訂正した入札

キ 入札書に業務名のない、又は間違いのある入札

ク 入札書の日付が開札日でない入札

ケ その他市長の定める入札条件に違反した入札

9 落札者の決定方法に関する事項

奈良市契約規則第10条の規定により設定された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令並びに奈良市契約規則によるものとします。
- (3) 入札に関する問い合わせ先・申請書等郵送先
奈良市柏木町263番地の2
奈良市子どもセンター子ども支援課
電話 0742-34-5597